

賃金規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社トライフィット就業規則第58条に基づき、社員の賃金に関する事項を定めたものである。

(賃金の構成)

第2条 賃金とは社員に支払われる基本給、諸手当、割増賃金のおよび賞与をいう。

(基本給)

第3条 基本給は、本人の技能、経験、職務遂行能力等を考慮して各人別に決定する。

(諸手当)

第4条 諸手当の支払基準および額は次のとおりとする。

1) 営業手当

営業手当は、時間外労働、深夜労働、休日労働分に対する割増賃金相当分とする。時間外相当分の金額を超えて時間外労働、深夜労働、休日労働をした場合は、その差額として割増賃金として支払う。

2) 能力手当

能力手当は、業務の内容、難易度及び能力等に応じて支給する。

(割増賃金)

第5条 割増賃金は次の算定により支給する。

1) 時間外労働割増賃金

基本給+諸手当（通勤手当除く）／1ヶ月平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間

2) 休日労働割増賃金

基本給+諸手当（通勤手当除く）／1ヶ月平均所定労働時間×1.35×休日労働時間

3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

基本給+諸手当（通勤手当除く）／1ヶ月平均所定労働時間×0.25×深夜労働時間

4) 時間外労働が深夜に行われた場合の割増賃金

基本給+諸手当（通勤手当除く）／1ヶ月平均所定労働時間×1.50×深夜時間外労働時間

5) 休日労働が深夜に行われた場合の割増賃金

基本給+諸手当（通勤手当除く）／1ヶ月平均所定労働時間×1.60×休日時間外労働時間

(休暇等の賃金)

第6条 年次有休休暇を取得したときは、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

- 2 休職期間は、賃金を支給しない。
- 3 慶弔休暇を取得したときは、賃金を支給しない。
- 4 育児時間を取得したときは、賃金を支給しない。

- 5 育児休業及び介護休業の期間は、賃金を支給しない。
- 6 生理日の休暇の期間は、賃金を支給しない。
- 7 産前産後の休業期間は、賃金を支給しない。

(欠勤等の扱い)

第7条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数（ただし、分未満は切り捨てる。）を乗じた額を差し引くものとする。

- 2 欠勤控除を行う場合の日割り単価は、次の計算式により計算する。

日割単価＝基本給＋諸手当÷その月の所定勤務日数

- 3 遅刻、早退棟により控除を行う場合の時間単価の計算は、次の計算式により計算する。

時間単価＝基本給＋諸手当÷その月の所定就業時間

(支払)

第8条 賃金は当月1日より末日までとし、翌月20日に支払うものとする。ただし、支払日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間中の中途で入社または退社した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

- 3 賃金は社員に対し、通貨で直接支払うものとする。但し、社員との労使協定により、社員が希望するときは、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

(賞与)

第9条 賞与は、会社の業績および社員の勤務成績を勘案して支給することがある。

(支給算定期間及び支給対象者)

第10条 賞与の算定のために対象とする期間は、夏期については前年の12月1日より5月30日まで、冬期については6月1日より11月30日までとする。

- 2 賞与の受給資格者は、支給算定期間中の総所定日数の3分の2以上の出勤日数があり、支給日当日に在籍する社員とする。ただし、出勤日数が不足する者についても、按分等によって特別に賞与を支給することがある。

- 3 前項の定めにかかわらず、次の社員については在籍期間の按分によって賞与を支給する。

- 1) 定年により退職した者
- 2) 死亡により退職した者
- 3) 会社または関連会社の役員に就任した者

(賞与支給日)

第11条 賞与の支給日は、原則として夏期は7月、冬期は12月とする。

付則

- 1 この規定は平成18年12月1日から施行する。
- 2 平成25年11月1日付、一部改定する。
- 3 平成26年9月1日付、一部改定する。
- 4 平成29年4月1日付、一部改定する。